説明の概要について

○調査結果について（資料1～１８ページ）

【地歴調査・ヒアリング調査】
※航空写真には、現在の八丁平南公園、隣接市有地、周辺街区道路の線を重ねて表示し、写真右上に年号を載せています。

・昭和２２年の航空写真では、飛行場跡地が見えますが、滑走路の表面には砂利を敷設し、その上を簡易コンクリートで舗装していたことがヒアリングにより、明らかになっています。南公園、隣接市有地周辺については、畑として利用され、飛行場南西側はくぼ地になっていました。
・昭和３６年には、飛行場跡地のコンクリートがはがされ、砂利がすきとられ、地山の赤土が露出していたことがヒアリングにより、明らかになりました。
・昭和３８年から、埋め立てを開始したことが企業へのヒアリングにより、明らかになりました。埋め立ては、飛行場の先端から始まり、昭和４９年まで行われました。
・昭和５１年の航空写真では、埋め立て部分が赤茶色、それ以外が緑色であることが確認できます。埋め立て区域は水色の線で囲われたエリアに限定されることがわかりました。
・昭和６０年には、八丁平中央通りの整備が一部始まっていますが、南公園、市有地周辺の区画整理事業はまだ始まっておらず、周辺に家は建っていません。
・平成４年には、すでに街区道路が整備され、周辺に家が建ち始め、平成６年から７年にかけて、緑道整備が行われ、整備に伴い掘削した土砂が公園内に埋め立てされていることが、明らかになりました。この時点では、周辺に住宅が建っています。
・平成２１年には緑道、南公園が整備され、現在の地形となっています。

【土壌分析】
　埋め立ては昭和３８年から４９年にかけて行われ、工場を作る際に発生した土砂、ダスト、塵芥、その他が埋め立てられましたが、当時は土壌汚染対策法の施行前であり、埋め立ては当時の法律に基づき適正に行われていました。
　今回の汚染の原因が、埋立区域内に整備した緑道の掘削土によるものと考えていることから、緑道と南公園、隣接市有地の各地点の土壌について、蛍光Ｘ線分析を実施し、比較しました。

緑道の土壌採取位置・・・・・・資料１６ページ　Ａ①、②、③
南公園・市有地土壌採取位置・・資料１６ページ　Ｂ①、②、③、④
　分析の結果、緑道の土壌、南公園及び隣接市有地の土壌には鉄分が多く含まれることから、同一の土壌ということがわかりました。
　したがって、南公園、隣接市有地の表層土は、緑道掘削土砂ということになります。

○八丁平南公園及び隣接市有地の汚染原因と汚染可能性の範囲

（資料１９～２０ページ）

【汚染の原因】
① 南公園、隣接市有地の一部は、昭和３８年から昭和４９年にかけて企業による埋立地となっており、埋立物の一部に鉛、ヒ素が含まれていたことによるものです。
② 埋立地以外の南公園、隣接市有地の土壌汚染は、市の区画整理事業に伴う緑道整備により掘削した土砂の移動によるものです。
【汚染の可能性の範囲】
　範囲は、航空写真、ヒアリング及び周辺道路整備等の履歴から、過去に企業が埋め立てを行っていた区域と、市が埋め立て土砂を移動した南公園、隣接市有地に限定されます。

○人に対するリスクについて（資料２１～２４ページ）

　１月３０日に実施された第２回健康影響評価検討委員会において、公園の使用状況を元に摂取量を推計し、ＰＴＷＩ※と比較したところ、いずれも指標を下回っていました。
※ＰＴＷＩ：（暫定耐容１週間摂取量）人が生涯にわたり摂取し続けても健康影響が現れないと判断される指標。

○健康影響調査について（資料２５～２７ページ）

　鉛については血液調査、ヒ素については尿調査を行いますが、個人差がありますので、併せて生活状況調査を行います。
　健康影響調査は、南公園利用者、近隣住民１５０人を対象に行い、申込人数

が１５０人を上回った場合は、健康影響評価検討委員会において選定させていただきます。

○その他の調査結果について（資料２８～３０ページ）

【地下水の影響】
　公園周辺では井戸水の利用がなく、公園に最も近い港北町の井戸水についても分析の結果、問題がないことが確認されました。
　公園の下の湧水についても、水質分析の結果、問題がないことが確認されました。
【ペットへの影響】
　急性中毒を起こすとされる摂取量を、南公園、隣接市有地の土壌に換算すると、鉛の場合で１５９～３１８ｇ、ヒ素の場合で１，２５０～１，８７５ｇの土壌に該当し、多量摂取することによる急性中毒の可能性は低いと考えられます。
　また、ペットへの影響を検討するために、南公園の草、草に付着する土も併せて重金属類調査を行いましたが、いずれも土壌汚染対策法の基準値以下であることがわかりました。

○今後のスケジュールについて（資料３１～３３ページ）

【埋立地内の民有地の調査について】
　企業埋立区域の中、南公園、隣接市有地に面する破線区域内の民有地については、市が３月に土壌調査を実施してまいります。

【代替公園の整備について】
　南公園が再開するまでの間、旧商業高校跡地の分譲宅地内公園に、ブランコ、すべり台及び砂場を整備予定です。完成は７月中旬を予定しております。

【全体スケジュール】
① 健康影響調査
３～４月上旬：調査希望者の募集・受付
４ 月 中 旬：第３回健康影響評価検討委員会　（対象者の選定）
５　　月：健康影響調査（５月の土・日２日間、午前・午後　全４回を予定）
８　　月：第４回健康影響評価検討委員会　（調査結果の評価）

９　月　～：住民説明会　（結果公表）

② 土壌調査
３　月　中：民有地土壌調査
４ 月 以 降：北海道環境部局と協議し、土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定手続き
９　月　～：住民説明会　（結果公表）

③ 土壌汚染対策
９月までに：南公園再開を目指し、対策方針の検討、決定
９　月　～：住民説明会　（結果公表）
平成２７年以降：南公園の再開、定期的なモニタリング